

## < この大きな差はどこから来るのか? >

### 拡大窓口交渉報告

< 平成 17 年度給与改定など >

11 月 4 日、本部において給与改定の交渉がありました。機構は 2005 年度の給与改定の本給表の案を提示しました。また実際の人員で級別の平均改定額と平均改定率も提示されました。職責手当、研究手当も、本給の減額に比例して減額が提案されました。

その他、労組は 1 2 月期一時金の要求書を提出しました。

< 本給改定提案はほぼ一律、若干下位級・下位号に配慮 >

以下の 2 つの表が、機構全体及び旧原研部分の級別改定額の平均および改定率の平均です。

表 1. 機構全体の級別改定額の平均および改定率の平均

級	平均改定額	平均改定率
1	-478 円	-0.291%
2	-672 円	-0.305%
3	-889 円	-0.312%
4	-1,110 円	-0.316%
5	-1,364 円	-0.319%
6	-1,574 円	-0.320%

表 2 . 旧原研部分の級別改定額の平均および改定率の平均

級	平均改定額	平均改定率
1	-480 円	-0.289%
2	-602 円	-0.298%
3	-752 円	-0.309%
4	-957 円	-0.315%
5	-1,255 円	-0.318%
6	-1,519 円	-0.320%

この今回の改定は、わずかながら本給の低い層に賃金の減額が少ないように配慮された提案であることがわかります。

しかしその他に分かることがあります。この 2 つの表から、職員の級別の平均本給額を逆算できます。それを表 3 にしました。

表 3 . 機構全体と旧原研の級別本給の比較

級	機構全体の級別平均本給	旧原研部分級別平均本給	機構と旧原研の級別本給差額
1	164261 ± 282 円	166090 ± 287 円	1829 ± 569 円
2	220328 ± 361 円	202013 ± 338 円	-18314 ± 699 円
3	284936 ± 456 円	243366 ± 393 円	-41570 ± 849 円
4	351266 ± 555 円	303810 ± 481 円	-47456 ± 1036 円
5	427586 ± 669 円	394654 ± 620 円	-32932 ± 1289 円
6	491875 ± 767 円	474688 ± 741 円	-17188 ± 1508 円

たとえば、4 級の平均賃金で機構全体と旧原研部分で 5 万円近い差があります。

旧原研部分と、旧サイクル機構で級別人数、経歴・年齢構成などが同じとすれば、旧原研と旧サイクル機構の本給の間に、この表の 2 倍の差があるということです。実際の人員構成は決して同じではありませんが、あまりに大きな差です。この違いの意味を機構は説明しなければなりません。

組合は、「2 法人の給与の実態を示せ」とたびたび要求しています。しっかりした説明と同時にその実態をもとに、いつまでにどのようにしてこの較差を解消していくのか、方針を示すことを要求します。ともかく、早急に、旧 2 法人の給与の実態を明らかにすべきです。

< 12 月期一時金は昨年の要求と同じ配算式を要求 >

要求した配算式は以下のとおりです。

職員 : 本給額 × 3.6 + 6,000F + 7C + 100,000

常用職員 : (本給額 + 6,500N) × 3.6 + 6,000F + 100,000

臨時職員 : {(日額 + 1,378) × 20.5 + 6,000N} × 3.6 + 6,000F + 100,000

ただし、F : 家族手当の支給対象者およびこれを除く税法上の扶養家族の合計数

C : 東京地区に勤務する職員の基準内賃金 × 0.06

N : 勤続年

今年の人事院勧告では、国家公務員の 12 月一時金について 0.05 月の増額を勧告しました。本給表改定で、機構は公務員に習って減額を言ってきたのですから、まさか一時金の増額について知らん顔をしないとは思いますが、昨年並みの諸基準に則ってしっかり出させることが肝要です。また、統合後初めての一時金ですので、旧原研の労使慣行に習って、支給枠を合意した後の配算式を原研労組との協議で決定させることも大切です。

## 第 408 回中央委員会報告

1 1月9日(水) 統合後初めての中央委員会が開催されました。委員長は、独立行政法人を含む行政全般について最近の動向を報告し、公務員削減の動きや原子力機構の中期計画で平成 21 年度末までに 500 人近くの削減が約束されていることについて言及しました。

続いて書記長から最近 3 ヶ月間の執行部の活動報告が行われ、統合に際して原研労の名称を全員投票の結果に基づいて変更したこと、放射線業務手当の問題で弁護士との相談を行ったことなどが報告されました。

審議では、統合前に研究所から提案のあった労働協約の廃止について、覚書及び交渉議事抜粋は全て全員の賛成により承認されました。

1 2月期一時金を含む平成 17 年度の給与改定交渉の状況についての報告では、旧原研職員の本給が原子力機構においてはかなり低いという実態が明らかにされました。今後、この実態をどのようにしていくかが労使交渉の重要な課題であり、機構には現員現給表の提出を要求していくこととしました。

その後、懸案の放射線業務手当問題についてこれまでの経緯が報告され、混乱している現場の状況やこれからの対応など活発な議論が展開されました。

### 放射線業務手当問題

前号のあゆみ速報で、労組は「放射線業務手当の原点に戻れ」ということ、そして「うそになるようなことはするな」ということを訴えました。混乱している現状で大胆な訴えでしたが、組合員から歓迎・激励の声があがっています。執行部に寄せられた電子メールの一例をこの文の後ろに示します。

中央委員会でも報告されましたが、現在の放射線業務に関する勤務記録管理は各部所でまちまちです。ある例では、建前で逐一管理区域の出入りを記録するとしています。しかし、時には出入りが頻繁な職場です。ですから単に時間数をまとめて書くことを許せばよいのですが、逐一記録する建前を捨てられず、何時から何時までとまとめて書くように所属長が指示しようとしていました。しかしそれではうそになりかねないと職員から指摘され、引っ込めたりしています。今回の騒ぎのばかばかしさを示す話は他にもたくさんあります。

さる職員は、「手当を勤務日数で割ると 1 日 250 円位、そのために細かい出入りを記録する面倒を強制されるくらいなら、手当はいらない。もっとまともな仕事をしたい」と言っています。

新聞では、旧サイクル機構の部分で 600 人以上が不正受給であったと報じられました。しかし、そのどれだけが、本当に不正だったのか疑問です。サイクル機構の規程、労使間の約束ごとなどがどうであったか、我々は知りませんが、今の騒ぎで言われているよ

うなことだと、たとえば高速炉常陽の運転員など不正受給とされたのではないのでしょうか。原子炉の運転員が貰えないとすれば、大変ばかばかしい話です。放射線業務手当であって、被ばく手当ではないのですから。

- 執行部に寄せられた電子メール -

「大変判りやすいあゆみ速報が出されて、気持ちがかつとしています。これこそ原研労組の姿だと思います。水曜日は放射線業務手当での集まりがあったようですが、すっかり忘れてしまいました。今後も活躍を期待します。(T)」

投稿 ( W 生 )

これは変だぞ - その 3 -

・ ・ 試験設備の運転管理職場が「フレックスタイム制」?

旧サイクル機構には「フレックスタイム制」があるのは分かっていましたが、実態は良く分かりませんでした。原研時代の当局は原研労組に対して「原研職場に適用は考えていない。もし、適用する場合には、労働組合と協議する」との約束がされていました。旧サイクル機構と旧原研の課室が再編されて、大洗研究開発センターに技術開発部という部ができました。ここで、核熱利用の試験設備という現場を受け持つ核熱利用試験技術課に、フレックスタイム制を適用するというのを部から言われたそうです。これは変だと思います。

まず第一に、原研時代の当局と労働組合の約束を全く無視しているからです。現時点では、新法人から労働組合に何ら協議は申込まれていません。これは信義違反です。

もうひとつは、試験設備という現場に責任をもつ職場にフレックスタイム制はなじまないと考えるのが普通です。「コアタイム」の設定があることや、週あるいは月単位で勤務時間を他の人と揃えることは必要ですが、日によって各人の希望に応じて勤務時間が自由に設定できる制度は、現場を持つ課室にはなじまないはずで、民間ではフレックスタイム制や変形労働時間制を、超勤時間を節減する目的で当局側が恣意的に活用している例が報告されています。旧サイクル機構のフレックスタイム制のねらいと実態はどうなのでしょう? なし崩し的に旧原研職場に拡大適用されることに危惧を覚えます。

== この投稿を受け、執行部は労務にどうなっているのか問い合わせました。問題が生じそうになったところは、旧サイクル機構の人が多い部で、旧原研の労使間の合意事項を知らない人が投稿のようなアクションを起こしたようです。組合からの申し入れに、機構はすぐに対応しました。旧原研の職員にフレックス制を導入する前には労使間で話し合いを持つとすることを再確認し、当該の職場の旧原研の職員にはフレックス制を適用しないことになり、決着しました。